独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の
第３期中期目標期間における
業務の実績に関する評価

平成２８年９月

文部科学大臣

様式１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	
評価対象中期目標期間	見込評価	第３期中期目標期間
	中期目標期間	平成 23～27 年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	初等中等教育局	担当課、責任者	特別支援教育課、丸山洋司
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課　信濃正範

３．評価の実施に関する事項
平成 28 年７月 ６日　政策評価に関する有識者会議国立特別支援教育総合研究所ワーキングチームの委員と国立特別支援教育総合研究所に対しヒアリングを実施し、委員から意見を聴取した。 平成 28 年７月 13 日　国立特別支援教育総合研究所理事長に対しヒアリングを実施し、意見を聴取した。 平成 28 年７月 13 日　国立特別支援教育総合研究所中家華江監事に対しヒアリングを実施し、意見を聴取した。

４．その他評価に関する重要事項
特になし

５．国立特別支援教育総合研究所ワーキングチーム　委員名簿
岩　井　雄　一　十文字学園女子大学人間生活学部児童教育学科教授
内　田　照　雄　一般社団法人日本自閉症協会常任理事
佐　川　桂　子　千葉県教育庁企画管理部副参事
村　林　　守　三重県鳥羽市監査委員
山　中　ともえ　東京都調布市立飛田給小学校長

様式２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　総合評定

１．全体の評定	
評定 （Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）	Ｂ：中期目標における所期の目標を既に達成していると認められる。
評定に至った理由	項目別自己評価評定は業務の一部がＡであるものの、他の評定については全てＢであり、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」に基づきＢとした。

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営を行っている。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

３．課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

４．その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

様式３　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定総括表

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考
	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	B	B	B	B	—	
１　特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	A	A	A	B	B	B	B	１－１	
２　各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	A	A	A	B	A	B	B	１－２	
３ 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施	A	A	A	B	B	B	B	１－３	
４ 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供	A	A	A	B	B	B	B	１－４	

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考
	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	B	B	B	B	2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項	A	A	A	B	B	B	B	3	
Ⅳ．重要な財産の処分等に関する事項	A	A	A	B	B	B	B	4	
Ⅴ．その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	B	B	B	B	5	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
　難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※平成25年度評価までの評定は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」（平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会）に基づく。
　また、平成26年度以降の評定は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月文部科学大臣決定）に基づく。詳細は下記の通り。

平成25年度評価までの評定	平成26年度評価以降の評定
S:特に優れた実績を上げている。（法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。）	S:中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
A:中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上）	A:中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。
B:中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満）	B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。
C:中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満）	C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。
F:評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。（客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。）	D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

様式４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
１－１	特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 1 号	業務に関連する政策・施策	政策目標 2　確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－10　一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0117

２．主要な経年データ

② 要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
―	計画値	―	―	―	―	―	―	―
	実績値	―	―	―	―	―	―	―
	達成度	―	―	―	―	―	―	―

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
決算額（千円）	420,847	352,978	290,613	311,276	324,335
従事人員数（人）	26	24	22	20	23

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
（１）国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進 国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献するため、①国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実際的研究に一層精選・重点化して実施すること。 これらの研究については、各都道府県等に対する研究ニーズ調査の結果を参考に中期目標期間を見通して計画的に進めること。また、必要な研究体制の整備を図ること。さらに研究成果を教育現場に迅速に還元するため全ての研究課題に年限を設けること。	（１）国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進 ①　特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。 イ　国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究 教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。 ロ　教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究 障害のある子どもの教育内容･方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究を実施する。 ②　研究計画を策定し研究体制の整備を進める。 イ　中長期を展望し平成２０年８月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。 ロ　研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。 ハ　研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行いつつ、原則として、２年を年限として研究成果をまとめる。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ ・国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施したか ・国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施したか ・教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究を実施したか ・研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究ニーズ調査を実施したか ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間事業報告書 Ｐ1～19 ＜主要な業務実績＞ 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化し、基幹研究として、専門研究Ａ（特定の障害種別によらない総合的課題）を 13 課題、専門研究Ｂ（障害種別専門分野の課題）を 24 課題実施した。 研究課題の設定に当たっては、研究基本計画や研究ニーズ調査を基に、優先度の高いテーマを研究課題として設定し、実施した。 （第２期中期計画期間からの継続課題、第４期中期計画期間への継続課題を含む。）。 「研究基本計画」について、国の政策動向等や各都道府県教育委員会・全国特別支援学校長会等の意見を踏まえ、平成 24 年２月に改訂し、これに基づき計画的に研究を推進した。 研究の実施に当たっては、戦略的かつ組織的に行うための研究班を整備し、研究計画の企画立案、進行管理を行う等、研究実施の母体とした。 研究期間を、原則、２年間として、研究成果をまとめ、教育現場等への迅速な還元に努めた。 平成 24 年度から、新たに、研究成果を簡潔にまとめた「研究成果報告書サマリー集」を刊行し、研究成果の効果的な還元に努めた。 研究成果報告書及びサマリー集はホームページに掲載し、広く普及を図った。	＜評定＞ Ｂ ＜根拠＞ 研究ニーズ調査等に基づく課題設定を行い、国の政策的課題及び教育現場のニーズ等に対応した優先度の高い研究を計画どおり実施し、中期目標・中期計画を達成した。 研究基本計画を改訂し、戦略的かつ組織的に研究活動を行う研究体制を整備するとともに、研究成果の迅速な還元を行い、中期目標・中期計画を達成した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 平成 20 年 8 月に策定した「研究基本計画」について、国の政策の動向等を踏まえるとともに、原案を各都道府県教育委員会・全国特別支援学校長会等の組織・団体等に送付し広く意見を求め、平成 24 年２月に改訂し、特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して包括的研究テーマ（領域）を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設し、教育政策上重要性が高くかつ、教育現場の課題となっている「インクルーシブ教育システムに関する研究」及び「特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究」の二つを中期特定研究の研究テーマとして定めるなど国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献するため、①国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実際的研究に一層精選・重点化して実施したと認められる。 研究課題の精選、内容の改善のため、研究ニーズ調査を毎年度、都道府県教育委員会等に実施し、同時期にウェブサイトでも意見募集として広く国民から意見を募集し、研究実施の母体として研究班を整備し、研究活動を戦略的かつ組織的に行い、原則として、研究期間を２年間として、一部の研究課題については研究期間を1年間としたことは、各都道府県等に対する研究ニーズ調査の結果を参考に中期目標期間を見通して計画的に進め、必要な研究体制の整備を図り、研究成果を教育現場に迅速に還元するため全ての研究課題に年限を設けたと認められる。 毎年度中間及び終了時に内部評価及び外部評価を実施し、全ての研究課題で「Ａ⁺」又は「Ａ」の評価を受け、評価システムについては、平成 26 年度に内部評価の見直しを行ったことは、内部及び外部評価システムを不断に見直すことにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ったと認められる。 全国特別支援学校長会との共同事業による調査が研究所の調査研究に生かされたほか、国特別支援教育推進連盟（保護者団体や特別支援教育関係団体等）との共同開催による全国特別支援教育振興協議会	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 平成 20 年 8 月に策定した「研究基本計画」について、国の政策の動向等を踏まえるとともに、原案を各都道府県教育委員会・全国特別支援学校長会等の組織・団体等に送付し広く意見を求め、平成 24 年２月に改訂し、特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して包括的研究テーマ（領域）を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設し、教育政策上重要性が高く、かつ、教育現場の課題となっている「インクルーシブ教育システムに関する研究」及び「特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究」の二つを中期特定研究の研究テーマとして定めるなど国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献するため、①国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実際的研究に一層精選・重点化して実施したと認められる。 研究課題の精選、内容の改善のため、研究ニーズ調査を毎年度、都道府県教育委員会等に実施し、同時期にウェブサイトでも意見募集として広く国民から意見を募集し、研究実施の母体として研究班を整備し、研究活動を戦略的かつ組織的に行い、原則として、研究期間を 2 年間として、一部の研究課題については研究期間を 1 年間としたことは、各都道府県等に対する研究ニーズ調査の結果を参考に中期目標期間を見通して計画的に進め、必要な研究体制の整備を図り、研究成果を教育現場に迅速に還元するため全ての研究課題に年限を設けたと認められる。 毎年度中間及び終了時に内部評価及び外部評価を実施し、中期目標期間中の 41 研究課題で内部評価及び外部評価ともに「Ａ⁺」又は「Ａ」の評価を受けたところ。また、評価システムについては、平成 26 年度に所内の研究者をオブザーバーとして配置し、各研究課題の進捗状況等の確認、研究代表者に対する改善策の提示など内部評価システムの見直しを行ったことは、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上に繋がっていると認められる。

		ニ　特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ（領域）を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設する。		平成23年度より、中期特定研究制度を創設し、特別支援教育全体に関わる重点的な課題として、教育政策上重要性が高い「インクルーシブ教育システムに関する研究」及び「特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究」の二つをテーマとして研究を実施した。５年間で、インクルーシブ教育システムに関する研究については４課題、特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究については６課題の研究を実施し、成果を挙げた。	中期特定研究制度を創設し、教育政策上重要性が高くかつ、教育現場の課題となっているインクルーシブ教育システムやＩＣＴの活用に関する研究を、計画どおり遂行し、中期目標・中期計画を達成した。	の実施、国立リハビリテーションセンターとの研究協力等により、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進したと認められる。 大学や民間企業との共同研究は平成 23 年度～27 年度の間、合計 8 課題に取り組んだことは、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実際的研究の質的向上を図ったと認められる。 韓国特殊教育院との継続的な研究交流や平成 26 年度にはフランス国立特別支援教育高等研究所との研究協力協定の締結を行うなど海外の研究機関との研究交流を行ったと認められる。 以上のことなどから、特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献が図られたと認められる。 以上を踏まえ、当該評定をＢとする。 ＜今後の課題＞ 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に関する研究など国の政策的課題や教育現場の課題等に対応した研究所でなければ実施できない実際的な調査・研究に更に精選・重点化して実施する必要がある。 研究成果が学校での指導の改善にどのように生かされたか等具体的かつ定量的なアウトカムに着目した達成すべき目標等を定めて研究計画を立案し、実施する必要がある。 毎年度、自己点検を実施することなどにより、研究の方向性、進捗状況等を検証し、不断に見直しを検討し、改善するなど、PDCA サイクルを十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図る必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	中期特定研究制度について、平成 23 年度に構築した評価システムに基づき、平成 23 年 6 月の外部有識者による運営委員会において事前評価を行い、全体研究計画を策定するとともに、平成 25 年 6 月の運営委員会において 2 年次の中間評価、平成 27 年 6 月の運営委員会において 4 年次終了時の中間評価、平成 28 年 6 月の運営委員会で終了時評価を実施するなど、より一層の研究課題の取組充実に向け、新たに構築した評価システムの運用がしっかり機能しているものと認められる。 全国特別支援学校長会との共同事業による特別支援学校の実態に関する調査を実施し、研究所が行う調査研究に生かされたほか、全国特別支援教育推進連盟（保護者団体や特別支援教育関係団体等）との共同開催により実施した全国特別支援教育振興協議会の実施、国立リハビリテーションセンターとの研究協力等により、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進したと認められる。 大学や民間企業との共同研究は平成 23 年度～27 年度の間、合計 8 課題に取り組むとともに、大学等研究機関の訪問や研究者を招聘するなど、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実際的研究の質的向上を図ったと認められる。 韓国特殊教育院との継続的な研究交流や平成 26 年度にはフランス国立特別支援教育高等研究所との研究協力協定を締結し、平成 27 年度には、両機関から専門家を招聘し「NISE 特別支援教育国際シンポジウム」を行うなど海外の研究機関との研究交流を行ったと認められる。 以上のことなどから、特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献を踏まえ、本項目について、中期目標・中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、中期目標・中期計画期間全体を通して、目標を上回る成果（特筆すべき成果）が得られているとは認められないことから、自己評価どおり当該評定を「Ｂ」とするのが妥当であると判断した。 ＜今後の課題＞ 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に関する研究など国の政策的課題や教育現場の課題等に対応した研究所でなければ実施できない実際的な調査・研究を更に精選・重点化して実施する必要がある。
		③　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。		毎年度、都道府県教育委員会等に対する研究ニーズ調査及びホームページからの意見募集を実施し、研究課題の精選や研究計画・内容の改善に生かした。また、研究計画立案においては、特に、研究成果の普及について記載するよう改善を図った。	研究ニーズ調査及びウェブサイトによる意見募集を実施し、研究計画の改善に生かすとともに、研究成果の効果的普及を図るよう改善し、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 独立行政法人として、国の政策への貢献が益々求められることから、第４期中期目標期間においては、国の政策立案や施策推進に寄与する研究及び教育現場等の喫緊の課題に対応した研究により一層重点化して実施する必要がある。このため、研究の実施に当たっては、研究課題立案の段階から国との連携を密にし、期待される研究成果を明確にした課題設定を行うとともに、所外の専門家を参画させる等、最適の研究体制を組織して戦略的かつ効果的に研究を推進する。	
	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、内部及び外部評価システムを不断に見直すことにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについても検証すること。	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 ①　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。 ②　各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び	＜主な定量的指標＞ ・研究活動の内部評価及び外部評価における「A⁺」又は「A」のプラス評価の割合 ＜その他の指標＞ ・研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究ニーズ調査を実施したか ・ウェブサイトを活用し、広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用したか	＜主要な業務実績＞ 研究計画について、都道府県教育委員会、特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施し、研究計画の改善に反映する等、教育現場のニーズを研究の質の向上に反映させるよう評価システムの運用を行った。また、ホームページを通じて、広く国民からの意見も募集し、改善に生かした。 各研究課題について、毎年度中間及び終了時に内部評価及び外部評価を実施し、全ての研究課題で「A⁺」又は「A」の評価を受けた。また、	＜根拠＞ 毎年度、研究ニーズ調査及びホームページからの意見募集を実施し、その結果を研究計画に反映する等、評価システムを運用し、中期目標・中期計画を達成した。 各研究課題について、毎年度中間及び終了時に内部評価及び外部評価を実施し、全ての研究課題において高い評価を受けた。また、評価シス	

		外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。 ③　ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④　中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	＜評価の視点＞ 特になし	評価システムについては、評価実施回数や時期の見直し、内部評価実施時のオブザーバーの配置や、進捗に遅れのある研究について、評価委員が研究代表者へ改善策を提示する等、不断に見直しを行った。 研究の実施に当たっては、ウェブサイト上にアンケートサーバーを設置し、広く国民からタイムリーな意見や情報を収集するよう評価システムを運用した。 平成 23 年度に中期特定研究制度に係る評価システムを構築し、これに基づき、２年次及び４年次の終了時に中間評価を実施するとともに、平成 28 年６月に、運営委員会において最終評価を実施した。	テムについて不断の見直しを行い、中期目標・中期計画を達成した。 ウェブサイト上に設置したアンケートサーバーにより、広く意見や情報を収集するよう評価システムを運用し、中期目標・中期計画を達成した。 中期特定研究制度に係る評価システムを構築し、２年次、４年次及び終了時の評価を計画どおり実施し、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 研究評価については、PDCA サイクルを十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図ることが必要である。そのため、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定等、評価システムの改善を図るとともに、評価結果をその後の研究課題の設定や研究内容の改善に生かす等、PDCA サイクルを重視して評価システムを運用する。		研究成果がどのように現場で生かされているのか、教育現場の実践にどのように影響しているかなど、把握するとともに、現場との交流を通じて具体的事例を収集するなどして発達障害への対応をはじめとする国、教育委員会、学校現場のニーズに対応した研究を更に推進する必要がある。 研究評価については、毎年度、自己点検を実施することなどにより、研究の方向性、進捗状況等を検証しているが、引き続き、評価システムを不断に見直し・改善するなどし、PDCA サイクルを十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図る必要がある。 ＜その他事項＞ テーマ選定のプロセスと結果を分かりやすく説明できる方法を検討する必要がある。
	（３）学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。 また、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実際的研究の質的向上を図ること。 さらに海外の研究機関との研究交流を必要に応じて行うこと。	（３）学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携･協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進 ①　相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際的、効率的かつ効果的に研究を実施する。 イ　研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。 ロ　学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。 ハ　保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。	＜主な定量的指標＞ ・共同研究の実施件数 ＜その他の指標＞ ・研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度の統合 ・教育関係団体、保護者団体等、福祉と連携 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 従来の研究協力者や研究協力機関を依頼して協力を求めていた制度を見直し、より広く研究協力を求める仕組みとして、平成 24 年度から公募により研究協力者及び研究協力機関を募集する制度に改めた。 全国特別支援学校長会との共同事業による特別支援学校の実態に関する調査の実施や、全国特別支援教育推進連盟（保護者団体や特別支援教育関係団体等）との共同開催による全国特別支援教育振興協議会の実施、国立リハビリテーションセンターとの研究協力等、関係機関との連携を一層推進した。	＜根拠＞ 研究協力者及び研究協力機関の公募制度を導入し、広く研究協力を求める仕組みを整備し、中期目標・中期計画を達成した。 全国特別支援学校長会との共同事業による調査の実施等、関係機関等との連携による取組の充実を図り、中期目標・中期計画を達成した。		

		ニ　福祉・医療・労働関係機関･団体との連携を一層推進する。 ②　大学などの基礎的研究と研究所の実際的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより､研究の質的向上を図る。 イ　大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。 ロ　自閉症教育に係る研究について､筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。 ③　特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等とのシンポジウムを適宜開催するなど､海外との研究交流を推進する。		大学や民間企業との共同研究は平成23年度から27年度の間、合計16課題に取り組み、終了時に内部評価及び外部評価を実施し、全ての研究課題で「Ａ＋」又は「Ａ」の評価を受けた。 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校への研究協力機関の依頼や、研究所職員による久里浜特別支援学校の授業研究会や自閉症教育実践研究協議会への参加等､相互連携協力を行った。 韓国国立特殊教育院との継続的な研究交流に加えて、平成26年度にはフランス国立特別支援教育高等研究所との研究協力協定の締結を行う等、海外の研究機関との研究交流を推進した。また、平成28年1月に国際シンポジウムを開催した。	大学や民間企業との共同研究に毎年度取り組み、いずれの研究課題も高い評価を受けており、中期目標・中期計画を達成した。 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携協力の充実を図り、中期目標・中期計画を達成した。 国際シンポジウムの開催や海外との研究交流を推進し、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ インクルーシブ教育システム構築に向けて、特別支援学校はもとより、他の学校種や幅広い関係機関との連携を図る必要がある。このため、インターネットを通じた情報提供の量的充実を図るとともに、校長会、教育委員会、教育センター、大学等関係機関との連携をより一層強化し、効率的・効果的な研究の推進や情報収集・発信を行う。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－２	各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 2 号	業務に関連する政策・施策	政策目標 2　確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－10　一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0117

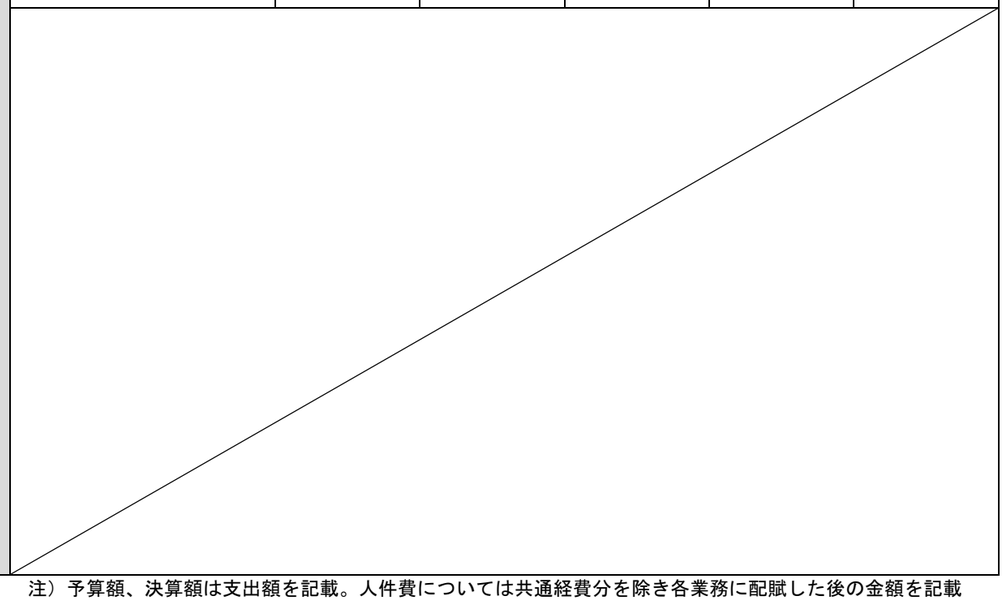
２．主要な経年データ

② 要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
受講者アンケート（専門研修修了直後）	計画値	平均 85%以上のプラス評価	－	85%	85%	85%	85%	85%
	実績値	－	99.0%	100%	100%	99.5%	99.1%	98.4%
	達成度	－	－	117.6%	117.6%	117.1%	116.6%	115.8%
教育委員会等アンケート(専門研修修了後1年後)	計画値	平均 80%以上のプラス評価	－	80%	80%	80%	80%	80%
	実績値	－	100%	99.5%	91.4%	100%	100%	98.5%
	達成度	－	－	124.4%	114.3%	125%	125%	123.1%
募集人員に対する受講者の参加率(専門研修)	計画値	平均 85%以上	－	85%	85%	85%	85%	85%
	実績値	－	104.0%	107.5%	101.0%	101.5%	108.0%	109.5%
	達成度	－	－	126.5%	118.8%	119.4%	127.1%	128.8%
講義配信登録機関数	計画値	中期目標期間終了までに800機関	－	－	－	－	－	-
	実績値	－	593 機関	742 機関	841 機関	1,020 機関	1,156 機関	1,325 機関
	達成度	－	－	92.8%	105.1%	127.5%	144.5%	165.6%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
決算額（千円）	165,011	168,286	135,299	171,516	198,517
従事人員数（人）	9	10	10	11	12



注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
（１）都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上 第２期中期目標期間中において、１年の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、研修成果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとすること。	（１）都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上 各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度（１年の研修期間）を実施する。 なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直す。また、見直しを実施する際には経費の縮減に努める。 イ　研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。 ロ　受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ハ　受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ニ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし （勧告の方向性） １年間の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、参加者数が少ないことや参加都道府県に偏りがみられることから、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとする。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間事業報告書 Ｐ20～36 ＜主要な業務実績＞ １年間の研修期間で行ってきた特別支援教育研究研修員制度については、平成 23 年度限りで制度自体を廃止した。	＜評定＞ Ｂ ＜根拠＞ 平成 23 年度限りで本制度は廃止済。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 第２期中期目標期間中において、１年の研修期間で行われていた特別支援教育研究研修員制度を平成 23 年度限りで廃止したことについては、研修成果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直したものと認められる。 「特別支援教育専門研修」（約２か月の研修期間）は、受講者への研修修了直後のアンケートにおいて、有意義であった等の高い評価をほぼ100%維持し、受講者の任命権者である教育委員会等への研修修了１年後のアンケートにおいて、毎年度目標値を上回る高い評価を受けており、各都道府県等における障害種別ごとの教育の中核となる教職員を対象に、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見を踏まえ、各障害の特性等に応じた専門的かつ技術的な研修を行うことにより、各都道府県等における各障害領域の教育実践の充実に寄与するための専門性の向上を図ったと認められる。 研修開始前にウェブサイトを通じ、事前学習用コンテンツによる事前学習を受講者に視聴させ、研修開始時カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目については、インターネットを通じた講義配信を活用する方法により、受講者が事前に履修できるよう措置したと認められる。 平成 23 年度から専門研修カリキュラムの見直しを行い、平成 25 年度から新たなカリキュラムにて実施し、研究協議等の演習形式のプログラムを重視（研究協議等の割合は平均で約46%）し、平成 26 年度に「特別支援教育の研究動向－インクルーシブ教育システム関連－」を新設し、研究成果について説明を行うなど、受講者のニーズに応じていることから、研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れるなど、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 第２期中期目標期間中において、１年の研修期間で行われていた特別支援教育研究研修員制度を各都道府県教育委員会等の意見を踏まえ平成 23 年度限りで廃止したことについては、研修業務の重点化及び効率化を図るための措置として認められる。 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成として、障害種別毎の「特別支援教育専門研修」（約２か月の研修期間）を実施しているが、受講者への研修修了直後のアンケートにおける「受講者の満足度」では、有意義であった等の高い評価をほぼ100%維持、受講者の任命権者である教育委員会等への研修修了１年後のアンケートにおける「受講者の現在状況等から、研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映されているか」の設問においても、高い評価をほぼ100%維持している。 各都道府県等における障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見を踏まえ、各障害の特性等に応じた専門的かつ技術的な研修が行なわれたことは、各都道府県等における各障害領域の教育実践の充実に寄与するための専門性向上が図られたと認められる。 研修開始前にウェブサイトを通じ、事前学習用コンテンツによる事前学習を受講者に視聴させ、研修開始時カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目については、インターネットを通じた講義配信を活用する方法により、受講者が事前に履修できるよう措置したと認められる。 平成 23 年度から専門研修カリキュラムの見直しを行い、平成 25 年度から新たなカリキュラムにて実施し、研究協議等の演習形式のプログラムを重視（研究協議等の割合は平均で約46%）したこと、平成 26 年度に「特別支援教育の研究動向－インクルーシブ教育システム関連－」を新設し、研

		数の見直し等、必要な措置を講じる。 ホ　研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。				しを進めたと認められる。	究成果について説明を行ったことなど、受講者のニーズに応じており、また、研修プログラムについて、受講者が実際の業務や活動の中で生かせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れるなど、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しが図られたものと認められる。
	（２）各障害種別に対応する指導者の専門性の向上 各都道府県等における障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見を踏まえ、各障害の特性等に応じた専門的かつ技術的な研修を行うことにより、各都道府県等における各障害領域の教育実践の充実に寄与するための専門性の向上を図ること。 なお、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目については、インターネットを通じた講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるよう措置すること。 また、研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れるなど、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進めること。	（２）各障害種別に対応する指導者の専門性の向上 各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」（約２か月の研修期間）を実施する。 イ　研修開始に当たっての共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所ウェブサイトからインターネットを通じ、基礎的な内容について受講者が事前に履修できるよう措置する。 ロ　研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。 ハ　受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ニ　受講者の任命権者である	＜主な定量的指標＞ ・受講者に対する研修修了直後又は研修修了後１年後目途のアンケートでのプラス評価 ・受講者の任命権者である教育委員会等に対する研修修了後１年後目途のアンケートでのプラス評価 ・設定した受講者数に対する参加率 ＜その他の指標＞ ・研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行ったか ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 各都道府県等の障害種別の教育の中核となる教職員を対象に、専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図る「特別支援教育専門研修」を障害種ごとにコースを編成して、毎年度、３回実施した。 研修開始に当たり、事前学習用コンテンツの視聴を指導し、特別支援教育の基礎的知識及び専門研修の概要について理解を図った。また、平成 25 年度から受講前の未視聴者をなくすため、開講前一週間を目途に未視聴者に直接視聴を促した。 平成 23 年度からカリキュラムの見直しを行い、平成 25 年度から新たなカリキュラムで研修を実施した。研究協議等の演習形式のプログラムを重視して、研修を行った。（研究協議等の割合は平均で 46.4%）また、平成 26 年度に「特別支援教育の研究動向－インクルーシブ教育システム関連－」を新設し、研究成果について説明を行う等、受講者のニーズに応える見直しを行った。 研修成果の活用等に関する事前計画書は、毎年度全ての受講者から提出された。受講者に対する研修修了直後及び修了後１年後のアンケートでは、毎年度、ほぼ 100%のプラス評価を得た。 教育委員会等に対し、研修成果の	＜根拠＞ 計画どおり、毎年度、「特別支援教育専門研修」を実施し、中期目標・中期計画を達成した。 研修開始前に、ウェブサイトを通じて事前学習用コンテンツを措置することにより、中期目標・中期計画を達成した。 カリキュラムの見直しや、演習形式を多く取り入れたプログラムの実施等により、中期目標・中期計画を達成した。 事前計画書は、毎年度、全ての受講者から提出があり、アンケートで、毎年度、目標を上回るプラス評価を確保し、中期目標・中期計画を達成した。 事前計画書は、毎年度、全ての派	各研究協議会等（各２～３日程度の研修期間）は、受講者への研修修了直後のアンケートにおいて、有意義であった等の高い評価をほぼ 100%維持し、受講者の任命権者である教育委員会等への研修修了１年後のアンケートにおいて、毎年度目標値を上回る高い評価を受けており、各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場の指導主事や教職員を対象として特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修を重点化して実施されたと認められる。 国の政策や現場での課題等を踏まえた必要性を考慮し、研修内容の検討を行い、特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会を廃止する等、適切な見直しを行っており、受講者等の意見を踏まえつつ、その必要性やカリキュラム・研修内容等について逐次見直しを行い、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討したと認められる。 平成 23 年度から３年間で計画的に 60 タイトルのコンテンツを整備し、国の政策上、喫緊の課題である「インクルーシブ教育システム」関係のコンテンツについても、収録し配信し、体系的・計画的な整備・充実を図るために、利用者へのアンケート調査を実施し、内容及び運用の改善を図り、講義配信登録機関数は、平成 26 年度末時点で、中期目標期間終了までの目標値８００機関以上大きく上回る１，１５６機関であり、各都道府県等で実施されている障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、インターネットを通じて教員、教育関係者等が利便かつ円滑に活用できる基礎的な内容及び専門的な内容の研修講義などの研修コンテンツの提供を行い、各都道府県等の取組を積極的に支援したと認められる。 以上のことなどから、各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成をしたと認められる。 以上を踏まえ、当該評定を B とする。	各研究協議会（各 2～3 日程度の研修期間）については、中期目標期間中、国の政策や現場での課題等を踏まえた必要性を顧慮し、平成 24 年度に特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会を廃止し、平成 25 年度に就学相談・支援担当者研究協議会を開催する見直しを図ったこと、廃止した協議会を含む 5 協議会において、受講者への研修修了直後のアンケートにおける「受講者の満足度」では、有意義であった等の高い評価をほぼ100%維持し、受講者の任命権者である教育委員会等への研修修了１年後のアンケートにおける「受講者の現在状況等から、研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映されているか」の設問においても、高い評価をほぼ100%維持しているなど、各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場の指導主事や教職員を対象として特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上及び教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修が受講者等の意見を踏まえつつ必要性やカリキュラム・研修内容等を見直しするなどして、重点化して実施されたと認められる。 平成 23 年度から 3 年間で障害種別教育分野における専門的な研修コンテンツを計画的に 60 タイトル整備するとともに、国の政策上、喫緊の課題である「インクルーシブ教育システム」関係のコンテンツについても、インクルーシブ教育システムの構築など 4 コンテンツを収録・配信したこと、体系的・計画的な整備・充実を図るために、利用者へのアンケート調査を実施し、内容及び運用の改善を図り、インターネットによる講義配信登録機関数は、平成 27 年度末時点で、中期目標期間終了までの目標値 800 機関以上を大きく上回る 1,325 機関を達成したこと、各都道府県等で実施されている障害のある児童・生徒等の

		教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ホ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ヘ　研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。		活用等に関する事前計画書等の作成・提出を求め、毎年度全ての派遣元教育委員会等から提出があった。研修修了後１年後目途のアンケートでは、毎年度、90%以上のプラス評価を得た。 専門研修受講者数に対する実際の受講者の参加率は、毎年度 100%を超える実績であった。 研修修了者に対し、インターネットを活用して、文部科学省等の特別支援教育に関する情報や研究所刊行物の紹介、各種関連イベントの案内等、特別支援教育に関する最新の情報を提供した。	遣元教育委員会等から提出があり、研修修了後１年後目途のアンケートで、毎年度、目標を上回るプラス評価を確保し、中期目標・中期計画を達成した。 毎年度、目標を上回る参加率を確保し、中期目標・中期計画を達成した。 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行い、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 独立行政法人として、国の政策への貢献が益々求められることから、第４期中期目標期間においては、研修の対象者、内容、方法、期間、時期等を検証し、最大限効果の上がる事業となるよう不断に見直しを行うなど、PDCA サイクルを十分に機能させることが必要である。そのため、研究所の研修に求められるニーズや社会状況、教育現場の喫緊の課題を的確に反映させるとともに、受講者や教育委員会等に対するアンケート調査の結果を踏まえるなど、研修事業の不断の改善・充実を進める。	＜今後の課題＞ 研修の受講が各都道府県等の指導者養成につながったかどうかなど、具体的かつ定量的な教育現場等へのアウトカムに着目した達成すべき目標等を定めて研修を実施する必要がある。 小・中学校を含む全ての初等中等教育段階の学校において、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加している状況を踏まえ、その対応が求められていることに鑑み、インクルーシブ教育システムの構築に向け、最も効果的な研修事業の在り方を検討し、実行に移す必要がある。 研修事業の質的・量的向上のため、毎年度、自己点検を実施することなどにより、研修の対象者、内容、方法、期間、時期等を検証し、最大限効果の上がる事業となるよう不断に見直しを検討し、改善するなど、PDCA サイクルを十分に機能させる取組を実行する必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	教育に携わる教員の資質向上を図るため、インターネットを通じて教員、教育関係者等が利便かつ円滑に活用できる基礎的な内容及び専門的な内容の研修講義などの研修コンテンツの提供を行うなど、各都道府県等の取組を積極的に支援したと認められる。 国と地方、都道府県と市町村といった役割分担を踏まえ、教育委員会や特別支援教育センター等が実施する研修に中期目標期間中延べ 1,740 人講師として派遣し、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた各都道府県等に対する支援及び貢献が認められる。 以上のことなどから、各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成が着実に行われたところであり、本項目における中期目標・中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、中期目標・中期計画期間全体を通して、目標を上回る成果（特筆すべき成果）が得られているとは認められないことから、自己評価どおり当該評定を「B」とするのが妥当であると判断した。 ＜今後の課題＞ 研修の受講が各都道府県等の指導者養成に繋がったかどうかなど、具体的かつ定量的な教育現場等への反映状況に着目した達成すべき目標等を定めて研修を実施する必要がある。 インクルーシブ教育システムの構築に向け、全ての学校種の教員にとって、特別支援教育の情報が必要となっている状況を踏まえ、研修コンテンツ、インターネット講義配信の更なる充実を図るとともに、関係機関等に対し、更なる周知徹底を図り、現場において積極的に活用してもらう取組が必要である。 研修事業の質的・量的向上のため、毎年度、自己点検を実施することなどにより、研修の対象者、内容、方法、期間、時期等を検証し、最大限効果の上がる事業となるよう不断に見直しを検討し、改善するなど、PDCA サイ
	（３）国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成 各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい	（３）国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成 ①　上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援	＜主な定量的指標＞ ・受講者に対する研修修了直後又は研修修了後１年後のアンケートでのプラス評価 ・任命権者である教育委員会等に対する	＜主要な業務実績＞ 各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修を実施した。 ・交流及び共同学習推進指導者研究	＜根拠＞ 各種研究協議会を計画どおり実施し、中期目標・中期計画を達成した。		

	特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修を重点化して実施すること。 　なお、これらの研修については、受講者等の意見を踏まえつつ、その必要性やカリキュラム・研修内容等について逐次見直しを行い、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討すること。	教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各２～３日程度の研修期間）を重点化して実施する。 　なお、中期目標期間の開始時には、次の研修を実施する。 ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 ・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 ・発達障害教育指導者研究協議会 ・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 ②　これらの研修の実施については、次の事項に留意する。 イ　地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。	研修修了後１年後のアンケートでのプラス評価 ・設定した受講者数に対する参加率 ＜その他の指標＞ ・研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行ったか ＜評価の視点＞ 特になし	協議会（平成 23～27 年度） ・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会（平成 23～24 年度） ・発達障害教育指導者研究協議会（平成 23～27 年度） ・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会（平成 23～27 年度） ・就学相談・支援担当者研究協議会（平成 25～27 年度） 　各研究協議会については、地方公共団体における同種の研修の実施状況を勘案し、平成 24 年度限りで特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会を廃止し、平成 25 年度から就学相談・支援担当者研究協議会を新たに設けた。	地方公共団体における同種の研修の実施状況を勘案し、研究協議会の見直しを行うことにより、中期目標・中期計画を達成した。		クルを十分に機能させる取組を引き続き実行するとともに、その取組内容について発信する必要がある。 ＜その他事項＞ 　新たに実施する、特別支援学校教諭免許状の取得率向上のための免許法認定通信教育について、受講者確保に向けて積極的に取り組む必要がある。 　新たに実施する、高等学校における通級による指導の制度化に対応した研修事業の円滑な実施に向け、文部科学省と協力の上、積極的に取り組む必要がある。
		ロ　研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。		受講者に対する研修修了直後及び修了後１年後のアンケートでは、毎年度ほぼ 100%のプラス評価を得た。	毎年度、目標を上回るプラス評価を確保し、中期目標・中期計画を達成した。		
		ハ　研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。		教育委員会等に対する研修修了後１年後目途のアンケートでは、研修の成果を教育実践等に有効に反映させているか、との問いに対し、毎年度ほぼ 100%のプラス評価を得た。	毎年度、目標を上回るプラス評価を確保し、中期目標・中期計画を達成した。		

		ニ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ホ　研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。		各種研究協議会において、設定した受講者数に対する参加率は、毎年度平均で 100%以上であった。 研修修了者に対しては、インターネットを活用し、文部科学省等の特別支援教育に関する情報や研究所刊行物の紹介、各種関連イベントの案内等、特別支援教育に関する最新の情報を提供した。	毎年度、目標を上回る参加率を確保し、中期目標・中期計画を達成した。 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行い、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 独立行政法人として、国の政策への貢献が益々求められることから、第４期中期目標期間においては、研修の対象者、内容、方法、期間、時期等を検証し、最大限効果の上がる事業となるよう不断に見直しを行うなど、PDCA サイクルを十分に機能させることが必要である。そのため、研究所の研修に求められるニーズや社会状況、教育現場の喫緊の課題を的確に反映させるとともに、受講者や教育委員会等に対するアンケート調査の結果を踏まえるなど、研事業修の不断の改善・充実を進める。		
（４）各都道府県等が実施する研修に対する支援 各都道府県等で実施されている障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、インターネットを通じて教員、教育関係者等が利便かつ円滑に活用できる基礎的な内容及び専門的な内容の研修講義などの研修コンテンツの提供を行い、各都道府県等の取組を積極的に支援すること。	（４）各都道府県等が実施する研修に対する支援 ①　各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。 イ　配信する研修コンテンツについて体系的・計画的な整備・充実を図る。なお、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。 ロ　講義配信登録機関数を、中期目標期間終了までに８００機関以上確保する。 ②　都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲	＜主な定量的指標＞ ・講義配信登録機関数 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 平成 23 年度から３年間で計画的に 60 タイトルのコンテンツを整備し、「インクルーシブ教育システム」関係のコンテンツについても、収録し配信した。また、利用者へのアンケート調査を実施し、内容及び運用の改善を図った。 講義配信登録機関数は、平成 27 年度末で、800 機関以上の目標値に対し、1,325 機関であった。 「講師派遣の取扱いに関する基本方針」に基づき、都道府県教育委員会等が実施する研修会等へ講師を派遣し、第 3 期中期目標期間では、延	＜根拠＞ 計画通り、研修講義の計画的な整備と、利用者アンケート調査等をもとに内容及び運用の改善を図った。 講義配信登録機関数は目標値を大きく上回っており、中期目標・中期計画を達成した。 基本方針を定め、適切な範囲で講師派遣を実施し、中期目標・中期計画を達成した。		

		で講師を派遣する。		べ 1,740 人の派遣を行った。	＜課題と対応＞ 　インクルーシブ教育システムの構築に向けて、全ての学校種の教員が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることが必要となっており、各都道府県等の研修に対する支援を充実する必要がある。このため、インターネットを活用した講義配信を引き続き実施するとともに、新たに特別支援学校教諭免許状の保有率向上のため、免許法認定通信教育を実施する。 　また、教育委員会や学校など教育現場が抱える課題に対応するため、要請に応じ、引き続き、講師派遣を行う。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
１－３	各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 5 号	業務に関連する政策・施策	政策目標 2　確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－10　一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0117

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
教育相談実施機関有用度アンケート	計画値	80%	－	80%	80%	80%	80%	80%
	実績値	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	達成度	－	－	125%	125%	125%	125%	125%
日本人学校等の保護者等からの教育相談満足度アンケート	計画値	80%	－	80%	80%	80%	80%	80%
	実績値	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	達成度	－	－	125%	125%	125%	125%	125%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
決算額（千円）	40,584	36,967	24,246	27,118	198,621
従事人員数（人）	3	2	2	2	2

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
（１）各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援 各都道府県の特別支援教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関に対し、教育相談に関するコンサルテーションを実施するとともに、教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進めること。 なお、教育相談情報提供システムについては、その利活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うこと。 整備に当たっては、研究所が行う教育相談事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携を推進し、教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集すること。	（１）各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援 ①　教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進 障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、８０％以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。 ②　各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実 イ　各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。 また、教育相談情報提供システムの利活用状況を毎年度評価し、必要に応じて運用を見直す。 特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う（２）①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ　教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。 ハ　日本人学校等への支援を充実する。	＜主な定量的指標＞ ・教育相談実施機関に対する有用度アンケート ＜その他の指標＞ ・日本人学校への支援を充実させたか ＜評価の視点＞ （H25 独法評価委員会特総研部会コメント） ・実施した 16 機関は、都道府県等との連携や役割分担の中でナショナルセンターとして実施する必要度の高いものであると考えられるが、支援対象が 47 都道府県におよぶのに対して、16 機関へのコンサルテーションに留まることは、ニーズを十分に満たしているのかについて、更なる検討が望まれる。また、通信によるコンサルテーションの件数が多いことからも、今後は訪問による事例の聞き取りの効率化を図るとともに、通信によるコンサルテーションによる支援の充実を図るといった、特総研としての対応方針が明確に示されるとよい。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間事業報告書 Ｐ37～40 ＜主要な業務実績＞ 障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施し、教育相談実施機関に対するアンケートは、全ての機関から「とても役に立った」又は「役に立った」とのプラス評価を得た。 教育相談情報提供システムについて、情報提供対象の拡大を図るとともに、コンテンツの追加・更新の利便性を考慮したコンテンツマネジメントシステムへと移行し、全国特別支援教育センター協議会の事情聴取録や教育相談事例の追加等を行った。アクセス数は、平成 24 年 10 月からカウントが可能となり、年間約 50,000 人であった。 平成 23 年度から教育相談年報を「世界の特別支援教育」と統合し、「国立特別支援教育総合研究所ジャーナル」として、インターネットを活用した提供を行った。 日本人学校等については、特別支援教育に関する情報提供の一環として「特総研だより」の発行や、文部科学省が主催する「在外教育施設派遣教員管理職研修会」で、特別支	＜評定＞ Ｂ ＜根拠＞ 教育相談実施機関へのアンケートで、目標を上回るプラス評価を得ており、中期目標・中期計画を達成した。 教育相談情報提供システムについて、毎年度充実と必要な見直しを図り、中期目標・中期計画を達成した。 教育相談年報は、他の刊行物と統合し、インターネットを通じて提供を行い、中期目標・中期計画を達成した。 日本人学校について、情報提供や理解啓発を行うなど支援を充実し、中期目標・中期計画を達成した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 各都道府県の特別支援教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関に対し、教育相談に関するコンサルテーションを実施し、アンケートの回答のあった全ての機関から、「とても役に立った」又は「役に立った」とのプラス評価を得ており、各都道府県等の教育相談機能の質的向上に貢献したと認められる。 教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）については、情報提供対象の拡大、コンテンツの追加・更新の利便性を考慮し、平成 24 年度にコンテンツマネジメントシステムへと移行し、全国特別支援教育センター協議会の事情聴取録や教育相談事例の追加を行い、充実を図り、平成 25 年度、26 年度ともに約 50,000 人のアクセスがあり、整備を進め、必要な見直しを行ったと認められる。 発生頻度の低い障害等に関する教育相談の件数は多くないものの、教育相談を実施した際のアンケートでは、毎年度 100％のプラス評価を得ており、各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談を実施したと認められる。 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談を行い、平成 24 年度から、夏期集中教育相談からメール等により常時相談を受け付ける等の対応を行うなど各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談を実施したと認められる。 以上のことなどから、各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動を実施と認められる。 以上を踏まえ、当該評定を Ｂ とする。 ＜今後の課題＞ 障害者差別解消法が平成２８年４	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 各都道府県の特別支援教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関に対し、教育相談に関するコンサルテーションを実施し、アンケートの回答のあった全ての機関から、「とても役に立った」又は「役に立った」とのプラス評価を得ており、各都道府県等の教育相談機能の質的向上に貢献したと認められる。 教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）については、情報提供対象の拡大、コンテンツの追加・更新の利便性を考慮し、平成 24 年度にコンテンツマネジメントシステムへと移行し、教育相談のケースで良くある問いに対する答え等を提供することができるよう改善しているとともに、全国特別支援教育センター協議会の事情聴取録や教育相談事例の追加を行い、教育相談の充実を図り、平成 25 年度～平成 27 年度の３年間のユーザーアクセス数が約 155,000 件となるなど、各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談体制の充実が図られたものと認められる。 発生頻度の低い障害等に関する教育相談の件数は減少傾向にあるが、研究所内の体制を整備し教育相談を実施したこと、また、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談について、夏期休業期間中に一時帰省している日本人学校の教員や障害のある子供とその保護者を対象とした夏期集中教育相談を、平成 24 年度からメール等により常時相談を受け付ける等の対応を行ったことなど各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談を実施するなど教育相談の充実が図られたものと認められる。なお、教育相談を実施した際のアンケートにおいて、毎年度 100%のプラス評価を得ていることから教育相談が非常に有用であったものと認められる。 以上のことなどから、各都道府県等における特別支援教育推進のための

				援教育の理解啓発を行うなどの支援を行った。	＜課題と対応＞ 障害者差別解消法の施行に伴い、教育委員会や学校などにおいて、合理的配慮にどのように対応すべきか様々な課題を抱えており、その相談ニーズに対応していくことが必要である。そのため、講師派遣を行うなど、各都道府県等における取組を支援するとともに、インクルーシブ教育システム構築支援データベースを教育相談情報提供システムと一体的に運用するなどの改善・充実を図り、閲覧者への情報提供と相談支援を充実する。	月に施行されることに伴い、多くの教育委員会や学校など教育現場において、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、合理的配慮にどのように対応すべきかなど課題を抱えており、その相談ニーズに答えるべく、研究所で対応する必要がある。 次期中期目標期間終了時までの５年間での具体的かつ定量的なアウトカムに着目した達成すべき目標等を定めて相談支援を実施する必要がある。 相談支援事業の質的確保等のため、毎年度、自己点検を実施することなどにより、相談支援事業の内容、方法等を検証し、最大限効果の上がる事業となるよう不断に見直しを検討し、改善するなど、PDCA サイクルを十分に機能させる取組を実行する必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	教育相談機能の質的向上に対する支援及び教育相談活動の積極的支援により、本項目における中期目標・中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、中期目標・中期計画期間全体を通して、目標を上回る成果（特筆すべき成果）が得られているとは認められないことから、自己評価どおり当該評定を「Ｂ」とするのが妥当であると判断した。 ＜今後の課題＞ 障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されたことに伴い、多くの教育委員会や学校など教育現場において、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、合理的配慮の提供等ついて、どのように対応すべきかなど課題を抱えており、その相談ニーズに応えるべく、引き続き研究所における体制等を構築する必要がある。 相談支援事業の質的確保等のため、毎年度、自己点検を実施することなどにより、相談支援事業の内容、方法等を検証し、最大限効果の上がる事業となるよう不断に見直しを検討し、改善するなど、PDCA サイクルを十分に機能させる取組を実行する必要がある。 また、国外に在住する日本人学校等の保護者等及び発生頻度の低い障害等の相談をはじめ、相談件数の少ないものについては、都道府県教育委員会等との連携や研究所における教育相談情報提供サービスを活用し情報提供するなど、周知体制の充実を図る必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
	（２）各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 研究所で行う教育相談については、発生頻度の低い障害等に関する教育相談及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談など、各都道府県では対応が困難な教育相談等を実施すること。	（２）各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 ①　研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ　発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ　国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ　上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、８０％以上の満足度を確保する。 ②　教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。	＜主な定量的指標＞ ・教育相談のアンケートの満足度 ＜その他の指標＞ ・特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進めたか ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 発生頻度の低い障害等に関する教育相談について、所内に連絡会議を設け調整するなど、研究所全体として対応する体制を構築し、19 件 103 回の相談を実施した。 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談は、教員や障害のある子どもとその保護者を対象とした夏期集中教育相談及びメール等による対応を行い、第 3 期中期目標期間では、延べ 203 件、605 回の相談を実施した。 これらの相談に関するアンケートでは、「とても良かった」又は「わりと良かった」とのプラス評価を 100%得た。 また、毎年度、教育相談事例の研究を所内で募集し、事例研究を行い、所内で報告会を行った。	＜根拠＞ 各都道府県等では対応が困難な教育相談、日本人学校等の保護者等からの教育相談に対応するとともに、アンケートで目標を上回る満足度を確保し、中期目標・中期計画を達成した。また、毎年度、教育相談事例に関する研究を進め、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 発生頻度の低い障害に関する教育相談や日本人学校からの教育相談は、都道府県等では対応が困難である。このため、引き続き、研究所において、これらの相談への対応や情報提供の充実を図る。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－４	特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 4 号	業務に関連する政策・施策	政策目標 2　確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－10　一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0117

２．主要な経年データ

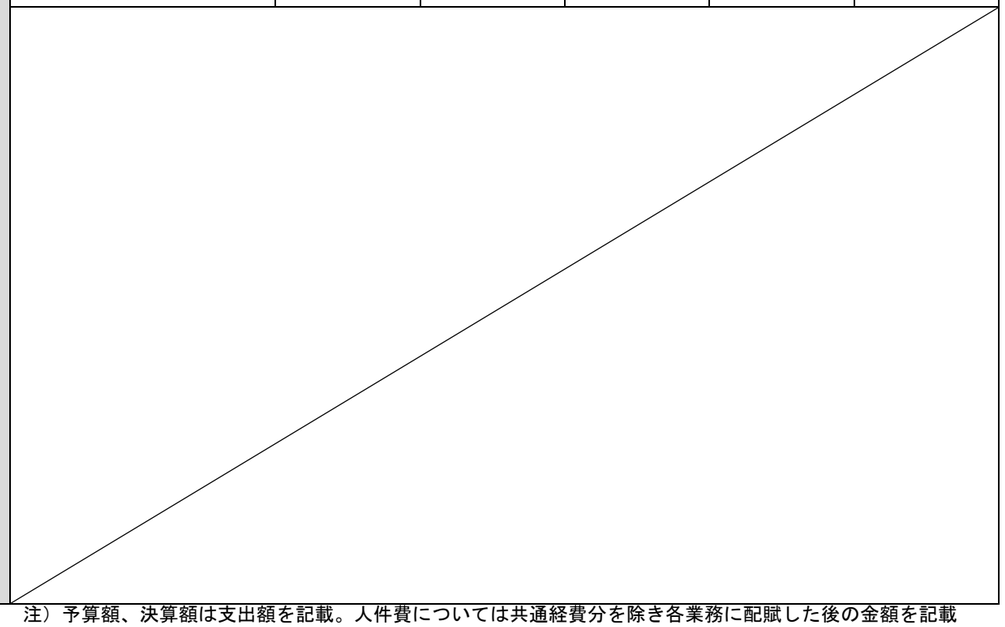
①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
研究所セミナー定員充足率	計画値	90%	－	90%	90%	90%	90%	90%
	実績値	－	－	106%	102.3%	142%	132.9%	119.8%
	達成度	－	－	117.8%	113.7%	157.8%	147.7%	133.1%
研究所セミナー満足度	計画値	85%	－	85%	85%	85%	85%	85%
	実績値	－	－	97.4%	97.5%	97.9%	98.5%	99.0%
	達成度	－	－	114.6%	114.7%	115.2%	115.9%	116.5%
研究成果発表数	計画値	500 件	－	100 件	100 件	100 件	100 件	100 件
	実績値	－	279 件	226 件	204 件	215 件	155 件	207 件
	達成度	－	－	226%	204%	215%	155%	207%
図書室利用者満足度	計画値	85%	－	85%	85%	85%	85%	85%
	実績値	－	92.9%	96.3%	93.2%	90.2%	89.3%	90.8%
	達成度	－	－	113.3%	109.6%	106.1%	105.1%	106.8%
目録データベースアクセス件数	計画値	500,000 件	－	500,000 件	500,000 件	500,000 件	500,000 件	500,000 件
	実績値	－	802,512 件	2,581,366 件	2,200,900 件	850,908 件	636,708 件	762,759 件
	達成度	－	－	516.3%	440.2%	170.2%	127.3%	152.6%

※平成 25 年 7 月にシステム更新を行った際に、データベースへの延べアクセス者数に変更した。このため、平成 25 年度の数値は、6 月までは参照されたデータベースの延べページ数で集計している。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
決算額（千円）	252,738	241,795	238,110	279,786	261,778
従事人員数（人）	15	15	17	18	17



注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
（１）研究成果の普及促進等 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、教育関係者はもとより広く一般にも公開し、研究成果等の普及を図ること。その際、研究所セミナーの開催や報告書の刊行、学会発表、インターネット等による研究成果の普及に努めること。 また、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等への研究成果の普及を積極的に行うこと。	（１）研究成果の普及促進等 ①　研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。 ②　研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。 イ　研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年度開催する。 ただし、従来年２回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。 また、参加者定員の９０％以上の充足率を確保するとともに、参加者８５％以上の満足度を確保する。 ロ　研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中５００件以上発表する。 ③　研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。 イ　査読付研究紀要を年１回刊行する。 ロ　毎年度、修了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。 ハ　重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。 ニ　教材・教具を試作した場合は、これを公開する。 ④　都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣	＜主な定量的指標＞ ・研究所セミナーの定員充足率及び参加者満足度 ・研究成果の学会等発表数 ＜その他の指標＞ ・研究成果について、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供したか ・終了する研究課題について研究成果報告書を刊行したか ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間事業報告書 Ｐ41～49 ＜主要な業務実績＞ 研究成果報告書や報告書の概要をまとめたサマリー集を提供するとともに、諸外国の特別支援教育に関する情報提供や、国の審議会の委員や協力者として研究所職員が参画する機会等を通じて、研究成果の提供を行った。 研究成果の普及や教育現場等関係機関との情報共有を図るため、毎年度研究所セミナーを開催した。平成23年度に、従来、年２回開催していた研究所セミナーを年１回の開催に統合した。毎年度100%を超える定員充足率及び 97%以上の参加者の満足度を得た。 学会等における研究成果の発表数は、第３期中期目標期間合計で1,003件であった。 毎年度、査読付研究紀要及び研究成果報告書を刊行し、ウェブサイトに掲載した。また、内部評価の実施にあたり、中間報告書を作成したほか、平成24年度終了課題分から、研究成果を簡潔にまとめた「研究成果報告書サマリー集」を作成した。 重要な研究成果については、ガイドブックやマニュアル等としてまとめ、市販化等を行った。 試作した教材・教具はｉライブラリーやウェブサイト等で公開した。 都道府県教育委員会等からの要請に応じ、第３期中期目標期間中延べ1,740 人の講師を派遣した。また、	＜評定＞ Ｂ ＜根拠＞ 国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう研究成果を提供する等、中期目標・中期計画を達成した。 研究所セミナーの統合を行うとともに、毎年度目標を上回る定員充足率、満足度を確保し、中期目標・中期計画を達成した。 目標を大きく上回る研究成果の発表を行い、中期目標・中期計画を達成した。 査読付研究紀要及び研究成果報告書を毎年度刊行し、ウェブサイトを通じ情報普及を図るとともに、重要な研究成果についてのガイドブックの作成や市販化、試作した教材・教具等のｉライブラリー等での公開を行い、中期目標・中期計画を達成した。 講師派遣及び大学の非常勤講師の委嘱を通じて、研究成果の普及を行い、中期目標・中期計画を達成した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 研究成果については、報告書を刊行し、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう文部科学省等に提供したと認められる。 毎年度の研究所セミナーの開催や目標５００件以上を大きく上回る７９６件（平成２６年度末時点）の学会等における発表、「研究成果報告書サマリー集」、試作した教材・教具等のウェブサイト掲載等により、教育関係者はもとより広く一般にも公開し、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等の研修会への派遣等により、研究成果等の普及を図ったと認められる。 ナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システム構築支援データベースや諸外国の情報など特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、インターネットを活用し国内外に提供したと認められる。 発達障害教育情報センターウェブサイトは随時コンテンツの見直しを行うこと等によりウェブサイトの充実を図り、最新の情報提供を行ったことは、インターネットを活用した情報提供を行うとともに、発達障害についての理解啓発活動を行ったと認められる。 以上のことなどから、特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供したと認められる。 以上を踏まえ、当該評定を Ｂ とする。 ＜今後の課題＞ ウェブサイトなど自主媒体による情報提供は、伝えたい内容を直接表現できるため重要な手段であるが、一方で良質な情報を掲載していても能動的に情報を得ようとする者以外には、情報は届かない。よって、研究所の認	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 研究成果については、研究成果報告書の刊行、諸外国の特別支援教育に関する情報提供、国が設置する各種委員会の委員や協力者として研究所職員が参画するなど、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進に有用な情報（例えば、文部科学省が平成 24 年 12 月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査の実施、調査報告提供）等を文部科学省等に提供したと認められる。 毎年度実施した研究所セミナーにおける定員充足率及び満足度が目標を大きく上回ったこと、目標 500 件以上を大きく上回る 1,003 件の学会等における発表を行ったこと、「研究成果報告書サマリー集」、試作した教材・教具等をウェブサイトに掲載するなど、教育関係者はもとより広く一般に公開したこと、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会へ延べ 1,740 人の講師を派遣したことなど、研究成果等の普及が積極的に行われたと認められる。 ナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システム構築支援データベースや諸外国の情報など、特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、インターネットを活用し国内外に発信したこと、所蔵図書目録に関する情報のデータベースアクセス件数が増加したことなど、特総研がもつ情報が広く提供されていると認められる。 また、外部の者に対する特別支援教育に関する国内外の図書・資料等の貸出しについて、利用者に対し、情報を入手できたかどうかのアンケート調査を実施するなどし、利用者の要望に概ね応えられたと認められる。 発達障害教育情報センターウェブサイトについて、随時コンテンツの見直しを行うなど、ウェブサイトの充実を図るとともに、発達障害に関する最新情報の提供により、発達障害教育に関わる教員及び保護者をはじめとす

		及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。		大学の非常勤講師の委嘱を受け、大学教育への参画を通して研究成果の普及を行った。	＜課題と対応＞ インクルーシブ教育システムの構築に向けて積極的役割を果たしていくためには、研究所の認知度を高め、特別支援教育関係者のみならず、これまで以上に幅広い関係者に必要かつ有益な情報を提供していく必要がある。このため、研究成果をサマリー集やリーフレット等のわかりやすい形で提供するなど成果の還元の工夫を図る。また、特別支援教育に関連する幅広い情報を体系的・階層的に整備し、利用者の関心等に応じて提供するとともに、地域での理解啓発セミナーや展示会の開催を充実する等、情報発信の効果的・戦略的な取組を推進する。	知度を上げ、研究所から情報を得ようとする者を増やすことが急務である。 具体的かつ定量的な教育現場等へのアウトカムに着目した達成すべき目標等を定めて情報発信を実施する必要がある。 インクルーシブ教育システム構築に向けて、対象が拡大している中、ウェブサイトのみではなく、不断に最も効果的な情報収集・情報発信の在り方を検討し、改善するなど、PDCA サイクルを十分に機能させる取組を実行する必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	る関係者への理解啓発に繋がったものと認められる。 関係団体と連携した特別支援教育関係情報の普及に関し、中期目標期間中、研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が主催し実施した、世界自閉症啓発デーin 横須賀において、毎年度多数の参加者が得られたことは、特別支援教育関係情報の普及に繋がったものと認められる。 また、全国特別支援学校長会に対する研究成果等の情報提供、全国連合小学校長会、全日本中学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会などの関係団体と意見交換を行うとともに、各団体と連携・協力し、小中学校への重要な情報普及を行うシステムを構築するなど、特別支援教育関係情報の普及に繋がったものと認められる。
	（２）特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動 ナショナルセンターとして特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、特別支援教育に関する総合的な情報をインターネットを活用し国内外に提供すること。 特に発達障害教育については、教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用した情報提供を行うとともに、発達障害についての理解啓発活動を行うこと。	（２）特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動 ①　インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。 イ　インターネットを活用し、ウェブサイトから特別支援教育に関する情報を提供する。 ロ　発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。 ハ　メールマガジンを配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。 ②　特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。 イ　大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とり	＜主な定量的指標＞ ・図書室利用者の満足度 ・所蔵図書目録に関するデータベースのアクセス件数 ＜その他の指標＞ ・発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行ったか ・メールマガジンを配信し、特別支援教育に関する情報を提供したか ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ インターネットを活用した情報提供については、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮しつつ、情報提供の充実を図った。平成 25 年度からインクルーシブ教育システム構築支援データベース、平成 26 年度から特別支援教育教材ポータルサイトをそれぞれ運用し、掲載事例の充実や特別支援教育に関する最新の情報提供、理解啓発活動に努めた。 発達障害教育情報センターウェブサイトについては、コンテンツの構成の見直しを行い、教育だけでなく医療、福祉関係の情報や具体的な内容の追加を行う等、ユーザーを意識した内容の充実を図った。 メールマガジンを月１回配信し、特別支援教育に関する情報を提供した。登録者数は平成 27 年度末現在、8,493 人となった。 特別支援教育に関する国内外の図書・資料等について、利用者からの要望等を踏まえ、毎年度約 1,000 冊を収集し、平成 27 年度末で 70,218 冊となった。 図書室の利用者に対するアンケート調査では、毎年度、おおよそ 90%以上の満足度を確保した。 文献目録及び所蔵図書目録に関す	＜根拠＞ インクルーシブ教育システム構築支援データベースや特別支援教育教材ポータルサイトの運用、発達障害教育育情報センターウェブサイトの充実、メールマガジンによる情報提供等により、関係者へ向けた情報提供や理解啓発を充実し、中期目標・中期計画を達成した。 特別支援教育に関する図書・資料を計画的に収集・蓄積し、利用者に対する満足度アンケートで目標以上の満足度を確保した。また、所蔵図書目録に関する情報のデータベースについて、毎年度、目標以上のアクセスを確保し、中期目標・中期計画を達成した。		以上のことなどから、特別支援教育に関する総合的な情報提供体制の充実が図られたこと、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な情報提供がなされたことなど、本項目における中期目標・中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、中期目標・中期計画期間全体を通して、目標を上回る成果（特筆すべき成果）が得られているとは認められないことから、自己評価どおり当該評定を「Ｂ」とするのが妥当であると判断した。 ＜今後の課題＞ インクルーシブ教育システム構築支援データベースの蓄積拡大とともに、教育相談情報提供システム及び合理的配慮実践事例データベース等を含めたデータ活用支援の在り方、利用者の関心等に応じた必要な情報を提供できる仕組みを引き続き検討する必要がある。 インクルーシブ教育システム構築に向けて、対象が拡大している中、現場が必要とする情報がしっかり現場に届いているか確認する必要があるとともに、ウェブサイトのみではなく、不断に最も効果的な情報収集・情報発信の在り方を検討・改善するなど、PDCA サイクルを十分に機能させる取組を実行する必要がある。また、特別支援教育関係者のみならず、これまで以上に幅広い関係者に情報提供

		わけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。 ロ　利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、８５％以上の満足度を確保する。 ハ　研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。 　また、データベースアクセス件数を年間５００，０００件確保する。		る情報のデータベースの運用を行い、毎年度 500,000 件以上のアクセス件数を確保した。			していく必要性を踏まえ、研究成果等、わかりやすい形で提供するなど成果還元の工夫を図る必要がある。 ＜その他事項＞ 　特になし。
		③　関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。 イ　世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育関係機関、保護者団体等と連携した事業を実施する。 ロ　特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築など、同学校長会との連携を踏まえた情報普及策について検討する。 ハ　小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議する。		研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校の主催で、横須賀地区・自閉症児・者親の会「たんぽぽの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校 PTA と連携し、世界自閉症啓発デー in 横須賀を毎年度開催した。 　全国特別支援学校長会に対して、研究成果や事業についての情報提供を行うとともに、研究大会での講演を行う等を通じて、連携を図った。全国連合小学校長会、全日本中学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会などの関係団体と協議を行い、各団体の意見を聴取するとともに、必要な情報発信を行うことにより、小学校・中学校等の教員等に対する情報提供システムの構築に努めた。また、全国特別支援学級設置学校長協会の研究大会等で研究所の事業概要等の情報提供を行った。	毎年度、世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムを開催するとともに、全国特別支援学校長、全国連合小学校長会、全日本中学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会等との連携、情報提供を行い、中期目標・中期計画を達成した。		
		④　海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供 イ　特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。 ロ　国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。		国別調査班を組織して、海外の特別支援教育に関する情報収集を行い、国立特別支援教育総合研究所ジャーナルに掲載し、ウェブサイトを活用して情報提供を行った。 　国際交流に関する刊行物は、平成 23 年度に従来の刊行物を統合し、「NISE Bulletin」としてウェブサイト上で刊行した。	諸外国の情報を計画的・組織的に収集する体制を組織し、収集に当たるとともに、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル等を通じて情報提供を行った。また、国際交流に関する刊行物を統合し、ウェブサイトより情報提供を行い、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 　インクルーシブ教育システムの構築に向けて積極的役割を果たしていくためには、研究所の認知度を高め、特別支援教育関係者のみならず、これまで以上に幅広い関係者に必要か		

					つ有益な情報を提供していく必要がある。このため、研究成果をサマリー集やリーフレット等のわかりやすい形で提供するなど成果の還元の工夫を図る。また、特別支援教育に関連する幅広い情報を体系的・階層的に整備し、利用者の関心等に応じて提供するとともに、地域での理解啓発セミナーや展示会の開催を充実する等、情報発信の効果的・戦略的な取組を推進する。		

４．その他参考情報
特になし。

様式４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0117

２．主要な経年データ　（単位：百万円）

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	（参考情報）
退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比一般管理費３％以上の業務の効率化	予算額		203	187	179	165	159	154	
	削減率	対前年度比△３％		△8.7%	△4.3%	△7.8%	△3.6%	△3.1%	
	達成度			290%	144.3%	260%	120%	103%	
退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比業務経費１％以上の業務の効率化	予算額		849	799	769	706	695	937	
	削減率	対前年度比△１％		△5.9%	△3.8%	△8.2%	△1.6%	34.8%	
	達成度			590%	380%	820%	160%	△3480%	（平成 26 年度→平成 27 年度削減率減少の原因） 新規事業実施に伴う運営費交付金予算の増額による。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
（１）運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、契約の点検・見直し等により業務運営コストを縮減すること。 なお、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進する。 中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図ること。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。	（１）管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。 退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図る。 なお、複数の事業から選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会などの評価により事業の重点化及び透明性の確保に努める。さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。 （２）契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）に基づく取	＜主な定量的指標＞ ・退職手当及び特殊要因経費を除き、毎事業年度対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化 ＜その他の指標＞ ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成２１年１１月１７日閣議決定）に基づく取組、契約の適正化の推進 ・給与水準の適正化の取組 ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間事業報告書 Ｐ50～61 ＜主要な業務実績＞ 組織再編や業務のアウトソーシング、会計システムの更新、人事給与統合システムの導入、定時退庁日の設定による超過勤務削減等により、管理部門の効率的運営を図り、退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を達成した。 また、公共サービス改革基本方針（平成 27 年７月）に基づき、平成 28 年度に予定している電子計算機システム一式の調達にあたり、内閣府に設置された官民競争入札等監理委員会において、民間競争入札実施要項（案）が審議され了承された。 契約については、一般競争入札による複数年契約を行い、経費の節減を図った。また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進につ	＜評定＞ Ｂ ＜根拠＞ 一般管理費の適切な見直しにより、退職手当及び特殊要因経費を除き、毎事業年度、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化目標を達成した。また、平成 28 年度に民間競争入札の実施を予定する等、経費の削減に努め、中期目標・中期計画を達成した。 契約監視委員会を毎年度開催し、契約状況の点検、見直しを行い、また、調達等合理化計画を策定する等、「独立行政法人における調達等合理化の	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 組織再編や業務のアウトソーシング、会計システムの更新、人事給与統合システムの導入、定時退庁日の設定による超過勤務削減等、契約について一般競争入札による複数年契約を行い、経費の節減を図り、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者（公認会計士）で構成する契約監視委員会を開催し、契約状況の点検、見直しを行ったことにより、運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、契約の点検・見直し等により業務運営コストを縮減したと認められ、中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図ったと認められる。 また、「独立行政法人改革等に	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 組織再編や業務のアウトソーシング、会計システムの更新、人事給与統合システムの導入、定時退庁日の設定による超過勤務削減及び契約について一般競争入札による複数年契約を行うなど、一般管理経費の節減が図られたと認められる。 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）の趣旨に基づき、監事及び外部有識者（公認会計士）で構成する契約監視委員会を開催し、契約状況の点検、見直しを行ったこと、運営費交付金を充当して行う業務について、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保及び契約の点検・見直し等が行われたことなど、業務運営コストを縮減したと認められ、中期目標・中期計画期間中の毎事業年度に

		組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。		いて」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、調達等合理化計画を策定し、計画どおり遂行するとともに、監事及び外部有識者（公認会計士）で構成する契約監視委員会を開催し、契約状況の点検、見直しを行った。	取組の推進について」に基づく取組を着実に実施し、中期目標・中期計画を達成した。	関する基本的な方針」(平成２５年１２月２４日閣議決定）に基づき、他の３法人との間接業務等の共同実施に関する検討を行い、蛍光管の共同調達、予定価格作成に係る積算、新人研修等、実施可能な案件から順次実行に移していることは、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保等により業務運営コストを縮減したと認められる。	つき、退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費 3%以上、業務経費 1%以上の業務の効率化が図られたと認められる。
	（２）給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。また、総人件費についても、平成 23 年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成 24 年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月１日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。	（３）給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成 23 年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成 24 年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月１日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。		給与水準については、国家公務員に準じた見直しを行い、国家公務員の水準未満となっており、適正な水準を維持した。また、その状況についてはホームページで公表した。	給与水準については、国家公務員に準じた見直しを行い、国家公務員の水準未満となっており、中期目標・中期計画を達成した。	給与水準については国家公務員に準じた見直しを行い、国家公務員の水準未満となっており、適正な水準を維持し、その状況をホームページで公表していることから、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表していると認められる。また、総人件費についても、平成 23 年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成 24 年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月１日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直したと認められる。	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、他の 3 法人との間接業務等の共同実施に関する検討を行い、蛍光管等の共同調達、予定価格作成に係る積算、会計事務等の内部監査、源泉徴収票等の作成、新人研修等、実施可能な案件から順次実行に移し、管理部門の簡素化及び効率的な運営体制の確保等により業務運営コストの縮減が図られたものと認められる。 給与水準については国家公務員に準じた見直しを行い、国家公務員の水準未満とし、適正な水準を維持していること、また、その状況をホームページで公表していること、国家公務員の給与水準に十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定していることなど、給与水準の適正化に取り組んでいるものと認められる。 総人件費についても、平成 23 年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成 24 年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月１日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、給与見直しが図られたと認められる。
	（３）内部統制及び情報セキュリティについては、適切に行うとともに、充実・強化を図ること。	（４）内部統制については、理事長のリーダーシップの下、職員へのミッション・ビジョンの周知徹底、コンプライアンス機能及び監事監査機能のさらなる充実・強化を図る。 （５）「第２次情報セキュリティ基本計画」(平成２１年２月３日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		職員研修において、ミッション・ビジョンの周知徹底を図るとともに、新たに内部統制に関する規則を制定し、内部統制に関する取組やリスクマネジメント等について定め、内部統制及びコンプライアンス機能の充実を図った。また、各部においてリスクの洗い出しを行い、理事長が主宰し、各部長・上席総括研究員がメンバーである総合調整会議で報告すること等により、情報の把握に努めた。さらに、監事監査の回数を増やすとともに、監事との連携強化を図り、監事監査機能のさらなる充実強化を図った。 「第２次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準を見直し、併せて情報セキュリティ体制の整備を実施した。また、迷惑メール対策やウィルス対策等ネットワーク環境下の安全対策の見直しや、全職員に対して e ラーニング形式を主とした情報セキュリティに関する研修や標的型メ	内部統制について、新たに規則を制定したほか、ミッション・ビジョンの周知徹底、監事監査機能の強化を図ったことにより、中期目標・中期計画を達成した。 情報セキュリティポリシー等の見直しや、職員に対する研修、模擬訓練を実施することにより、適切な情報セキュリティ対策を推進し、中期目標・中期計画を達成した。	内部統制については、各部においてリスクの洗い出しが行われ、総合調整会議において報告していることや、内部監査を実施しその結果を理事長に報告する等の取組により内部統制のリスク等の把握に努め、平成 27 年度に内部統制に関する規則の制定、監事監査規程等を改正し、内部統制に係る体制整備、監査機能の強化及び監事との連携強化を図り、「第２次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準を見直し、併せて情報セキュリティ体制の整備を実施したことは、内部統制及び情報セキュリティについて、適切に行	内部統制については、各部においてリスクの洗い出しが行われ、理事長が主催する総合調整会議において報告していること、理事長直轄の組織である監査・コンプライアンス室（平成 27 年度より監査室に改組)において内部監査を実施し、その結果を理事長に報告する等の取組により内部統制のリスク等の把握に努めるとともに、平成 27 年度に内部統制に関する規則の制定、監事監査規程等を改正するなど、内部統制に

				ール攻撃に関する模擬訓練を実施する等、情報セキュリティ対策を講じた。	＜課題と対応＞ 引き続き、一般管理費の削減、調達等の合理化、内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策の更なる推進に努める。	い、充実・強化を図ったと認められる。 以上を踏まえ、当該評定をＢとする。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	係る体制整備、監査機能の強化及び監事との連携強化が図られたと認められる。 「第 2 次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準の見直し、職員に対する情報セキュリティの自己点検・研修など情報セキュリティ体制の整備を適切に実施したことにより、内部統制及び情報セキュリティ対策の充実が図られたものと認められる。 以上のことから、一般管理費及び業務経費の節減取組、総人件費抑制に向けた取組、内部統制の充実・強化に向けた取組みにより、本項目における中期目標・中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、中期目標・中期計画期間全体を通して、目標を上回る成果（特筆すべき成果）が得られているとは認められないことから、自己評価どおり当該評定を「Ｂ」とするのが妥当であると判断した。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0117

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	（参考情報）
自己収入の目標額	年度計画値	―	1,270 万円	1,270 万円	1,270 万円	1,270 万円	1,270 万円	1,270 万円	
	実績値	―	2,205 万円	1,962 万円	1,796 万円	5,509 万円	2,069 万円	2,281 万円	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
（１）自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 ① 自己収入の確保 積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。 ② 固定的経費の節減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。 （２）財務内容の管理・運営の適正化を図ること。	Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画 （１）中期計画予算 別紙のとおり （２）平成２３年度～２７年度収支計画 別紙のとおり （３）平成２３年度～２７年度資金計画 別紙のとおり Ⅳ　短期借入金の限度額 限度額３億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。	＜主な定量的指標＞ ・自己収入の目標額 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間事業報告書 Ｐ62～65 ＜主要な業務実績＞ 東・西研修員宿泊棟の使用料金を、平成 27 年度までに段階的に改定し、受益者負担の適正化を図った。競争的資金の獲得に向けて組織的に取り組み、自己収入の確保に努めた。また、仮想化技術によるサーバー台数の削減や冷暖房運転の時間短縮等、固定的経費の節減に努めた。 ＜主要な業務実績＞ 短期借入金はない。	＜評定＞ Ｂ ＜根拠＞ 自己収入の確保に努めるとともに、効率的な施設運営を行い、固定的経費の節減を図り、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 引き続き、自己収入の確保、固定的経費の削減に努める。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 東・西研修員宿泊棟の使用料金の段階的改定により、自己収入の目標額（各年度 1,270 万円）を毎年度達成していることから、自己収入の確保に努めたと認められる。 報告書 P.51 に記載しているとおり、管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ったと認められる。 以上を踏まえ、当該評定をＢとする。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 東研修員宿泊棟及び西研修員宿泊棟の使用料金の段階的改定により、自己収入の目標額（各年度 1,270 万円）を毎年度達成していることから、自己収入の確保に努めたと認められる。 仮想化技術によるサーバー台数の削減、業者及び外部講師等に対する支払通知書（葉書）の電子メール化・ペーパレス化、蛍光灯からＬＥＤ照明器具への更新など固定的経費の節減が図られたこと、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づく調達等の合理化の取組により管理業務の効率化が図られたと認められる。 以上のことから、自己収入の確保、固定経費の節減及び管理業務の節減に向けた取組により、本項目における中期目標・中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、中期目標・中期計画期間全体を通して、目標を上回る成果（特筆すべき成果）が得られているとは認められないことから、自己評価どおり当該評定を「Ｂ」とするのが妥当であると判断した。

							＜今後の課題＞ 　引き続き自己収入の確保、固定的経費の削減に努める必要がある。 ＜その他事項＞ 　特になし。

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４	重要な財産の処分等に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0117

２．主要な経年データ										
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	（参考情報）	
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	
	―	―	―	―	―	―	―	―	―	
	―	―	―	―	―	―	―	―	―	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。	Ⅴ　重要な財産の処分等に関する事項 （１）財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。 （２）職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。 Ⅵ　外部資金導入の推進 関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。 Ⅶ　剰余金の使途 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間事業報告書 Ｐ66～72 ＜主要な業務実績＞ 保有財産については、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」、「固定資産の減損に係る会計処理細則」に基づき見直しを行った。また、所内に設置する施設環境委員会においても見直しを行った。 平成 23 年度に職員研修館を廃止し、防災用品備蓄倉庫として利用することとし、平成 24 年度からその使用を開始した。 ＜主要な業務実績＞ 競争的資金については、国等の各種資金制度を活用し、研究資金の獲得に努めた。特に、科学研究費については、研究計画調書等の作成に当たり、上席総括研究員等がアドバイスを行うなど、競争的資金の獲得に向けて、組織的に取り組んだ。 ＜主要な業務実績＞ 該当なし。	＜評定＞ Ｂ ＜根拠＞ 保有財産について、不断の見直しを行い、また、職員研修館については、用途変更を行う等見直しを行っており、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 引き続き、財産の保有の必要性について不断の見直しに努める。 ＜根拠＞ 科学研究費補助金の獲得に向けて組織的に取り組む等、競争的資金の獲得に努め、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 引き続き、競争的資金の獲得に向けた取組等を行い、自己収入の確保に努める。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」、「固定資産の減損に係る会計処理細則」等に基づき見直しを行い、研究所内に設置している施設環境委員会においても見直しを行い、保有資産の状況把握を行っており、また、職員研修館については、平成 23 年度に廃止し、平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始し有効活用を図っていることから、財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行っていると認められる。 以上を踏まえ、当該評定をＢとする。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 「固定資産の減損に係る会計処理細則」について、建物の使用可能性の著しい低下を判定する基準を新たに設ける改正を行ったこと、研究所内に設置している施設環境委員会において保有資産の状況把握を行い、職員研修館を平成 23 年度に廃止し、平成 24 年度から防災用品備蓄倉庫として使用を開始し有効活用を図ったことを踏まえ、保有財産の必要性について不断の見直しが図られているものと認められる。 以上のことから、財産については、その保有の必要性について不断の見直しが図られており、本項目における中期目標・中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、中期目標・中期計画期間全体を通して、目標を上回る成果（特筆すべき成果）が得られているとは認められないことから、自己評価どおり当該評定を「Ｂ」とするのが妥当であると判断した。 ＜今後の課題＞ 特になし。

							＜その他事項＞ 特になし。

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
５	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0117

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	（参考情報）
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	―	―	―	―	―	―	―	―	―

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項 （１）筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 　筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下に、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行うこと。	Ⅷ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （１）筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 　筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。		＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間事業報告書 Ｐ73～79 ＜主要な業務実績＞ 筑波大学附属久里浜特別支援学校が行った授業研究会、実践研究協議会へ研究職員の参加、研究所から筑波大学附属久里浜特別支援学校への研究協力機関としての協力依頼等、相互に連携を図った。また、共催で、「世界自閉症啓発デーin 横須賀」を毎年度開催したほか、研究所の施設の一部に筑波大学附属久里浜特別支援学校の災害対策用品を備蓄するなど、連携を図った。	＜評定＞ Ｂ ＜根拠＞ 筑波大学附属久里浜特別支援学校と、研究や共同事業などの面で相互の連携・協力を図っており、中期目標・中期計画を達成した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 筑波大学附属久里浜特別支援学校とは、授業研究会等への参加や研究協力機関の依頼等、密接な連携が図られ、お互いに有益な協力関係となっており、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下に、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行ったと認められる。 聴覚障害者への対応として、東宿泊及び西宿泊棟居室環境等改善工事を行ったことは、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めたと認められ、また障害者や高齢者が活用しやすい施設としたと認められる。 教育委員会等との人事交流により、質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図ったと認められる。 国立大学法人等との人事交流により、事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努めたと認められる。 以上を踏まえ、当該評定をＢとする。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 筑波大学附属久里浜特別支援学校とは授業研究会等への参加や研究協力機関の依頼等、密接な連携が図られ、お互いに有益な協力関係となっており、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際的研究や共同事業など相互の連携・協力により行ったと認められる。 聴覚障害者への対応として東研修員宿泊棟及び西研修員宿泊棟居室環境等改善工事を行ったこと、障害者スポーツに関する教員研修実施のための体育館内外改修工事を行ったことは、研修業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めたと認められるとともに、外灯他改修工事を行ったことにより障害者や高齢者の利便性に配慮した活用しやすい施設となったと認められる。 質の高い研究を推進するため、教育委員会等との人事交流により、研究職員の幅広い人材が確保され、資質向上が図られたものと認められる。 国立大学法人等の事務職員との人事交流や研修により、幅広い人材の確保等が図られたものと認められる。
（２）施設・整備に関する計画 　業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めることとし、特に、障害者や高齢者が活用しやすい施設とすること。	（２）施設・設備に関する計画 　研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおり。		施設・設備に関する計画については、研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるよう、施設の老朽化等を勘案し、毎年度計画的に改修工事を行い、各年度内に竣工した。また、施設の一般公開として、筑波大学附属久里浜特別支援学校の学校公開と同日開催で研究所公開を毎年度実施した。	毎年度、計画的に施設・設備の改修を行い、安全かつ効率的な業務環境を確保するとともに、施設の一般公開として研究所公開を実施し、中期目標・中期計画を達成した。		
（３）人事に関する計画 ①　質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図ること。 ②　事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努めること。	（３）人事に関する計画 ①　方針 　研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。 ②　人員に係る指標 　常勤職員については、その職員数の抑制を図る。		人事に関する計画については、計画的な人員配置や、客員研究員の活用、都道府県等との研究職員の人事交流を行い、計画的に実施した。	計画的な人員配置や都道府県等との人事交流等を行い、中期目標・中期計画を達成した。		

		（参考）中期目標期間中の人件費総額 　中期目標期間中の人件費総額見込み 　　３，１０２百万円 　但し、上記の額は、国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。 ③　その他 ・客員研究員等の活用による研究活動の活性化 ・人事交流の促進 （４）中期目標期間を越える債務負担に関する計画 　電子計算機の賃貸借期間平成２４年１２月から２８年１１月までの４年間		中期目標期間を越える債務負担は、計画どおり、電子計算機の賃貸借期間（平成２４年１２月から２８年１１月までの４年間）が該当した。	実績のとおり適切に対応しており、中期目標・中期計画を達成した。 ＜課題と対応＞ 　筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力について、引き続き、教育研究面での交流を進めるとともに、共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。	＜今後の課題＞ 　筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携･協力による実践的研究や共同事業等の在り方を検討し、改善する必要がある。 ＜その他事項＞ 　特になし。	以上のことから、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力、業務の円滑な実施に必要な施設整備の推進、研究職員等幅広い人材の確保など、本項目における中期目標・中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、中期目標･中期計画期間全体を通して、目標を上回る成果（特筆すべき成果）が得られているとは認められないことから、自己評価どおり当該評定を「Ｂ」とするのが妥当であると判断した。 ＜今後の課題＞ 　筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力による自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際的研究や共同事業等の在り方を引き続き検討・改善するなどし、連携・協力体制を強固にする必要がある。 　また、質の高い研究等を推進するため、引き続き研究職員及び事務職員における幅広い人材確保等に向け努める必要がある。 ＜その他事項＞ 　特になし。

４．その他参考情報
特になし